

# 高知大学医学部振興基金規則

平成 24 年 3 月 14 日  
規則 第 78 号

最終改正 平成 24 年 7 月 24 日規則第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知大学医学部（以下「医学部」という。）における高知大学医学部振興基金（以下「基金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 基金は、医学部における教育・研究の推進及び地域医療への貢献等の医学振興に寄与することを目的とする。

(基金の構成)

第 3 条 基金は、医学部を支援することを目的として受け入れられた資金により構成する。

(基金の管理)

第 4 条 基金の管理は、高知大学医学部振興基金運営委員会（以下「基金運営委員会」という。）が行う。

(事業)

第 5 条 基金は、第 2 条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業の用に供するものとする。

- (1) 医学・看護学の教育及び研究に関する事業
- (2) 医学・看護学の教育及び研究の環境整備に関する事業
- (3) 人間性豊かな医療人の育成に関する事業
- (4) 地域医療の支援に関する事業
- (5) 医学部同窓会等との交流事業
- (6) その他医学部の運営に関する事業

(事業の実施)

第 6 条 前条各号に規定する事業は、基金運営委員会において審議し、教授会の議を経て定めるものとする。

2 基金運営委員会に関し必要な事項は別に定める。

(事業年度)

第7条 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(運営費)

第8条 基金の運営に必要な経費については、原則として基金（国立大学法人高知大学における余裕金の運用益の活用に関する要領（平成23年役員会決定）第4条に定める運用益を優先）をもって充てる。

2 前項の経費については、毎年度その予算及び決算について基金運営委員会の審議を経るものとする。

(事務)

第9条 基金の事務は、医学部・病院事務部総務企画課で処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月24日規則第32号）

この規則は、平成24年7月24日から施行する。